## 宮武委員配布資料

Ą

まで目を重ちないと理解できない。

高編者の診療時間●

0円(予作以代の鴛鴦瓶・歳錦お上氏 円、処式かん交わなしが同を氏を00 5000円と1万8000円)。

ある特限養護等人ホームが、副語因 でっ 「人気皆全員を到学総合 暫時の **吹乗らし さい」と 性 偽 ち 巾 ぎ、 と 聞 く。 五字敷養支 芸 登 原 所 が 式 よ え が あ 動 員 の** 人全員习鉱用をけお、Jめア月瞭18

し依し、この因学管理科が「未開依人 患害 1 7 顕宝 2 よている。 百 将車 典並 みの時間な虫表を読んざられ、重田群

で少し分からかもう漁朋がきないの 同語づ、末期なん患害以たづき適用 **でアパる駅合」とある。 宮硝 I 人の**禽 寮雨で、断常の代来患害を受りかわな 端で寮餐を行っている 配別 田職な皆の 同意を得り、指画的な因学管理の不以 Hと回以上の玄明的な結問為歌を行な **体、 蜂陋な気の式ひ以 歌感を
の。** 

## **高路国寮費買宝の**を冒

**駅を振実

はまいま

いっと

のい。

そうき

の** 

ると常識問題にも思える。

なら人気等の人づ月を回以上の結問綜

越した。その後は75歳の諸生日を迎え ▶月代乙隊Ⅰ800瓦人伦因최大慈 慮のようご後既高倫神医療帰恵へ行う ると文をいは入している。

ているのお、その親の高階国熱費支給 家部のソーシャルワーホー式さな困ら 間裏の扱いである。

H日まずJJ国歌費なの下円ななこが、自 次、 土頭のまですものの円で浴む)。 ひ たとえば、誕生日の5月12日17市団 **林国駅休ら休はで式融合、手帯など**が **占負班払一婦所得害で1啥の5万円**労

**多明高倫害 国歌 晴 動 わ ひ で い か 語 門 で悪い。 独自 13 張わら か 4 18 最 時 断 4** といていても五部な骨群な分からが、 患者おおさる人専門鎌まで可索う

**詩 服養舊き人ホーム、 育 株 き人 ホー** ムなどご水路よらの困難やーと大駐港 **ふ逝める一颗か「耕宄疏端人而胡等**因 学総合管賍科」体禄號ち
け
が。

辟陋ね、お字弦養支氎為療而・同家 **剥予政させふ交かの融合却月瞭8万** 

ものの再手術を受け、さらに50万円か 日以降は後期高齢者医療制度へ移った

高払いに切り換えられるのか。

この診療料自体を中止して出来

正解は「翌月」まで待って出来高に切

こんなケースはどうなるか。

にも説明しにくい。とりわけ低所得者 のだから、確かに患者・家族にはどう なっていない。患者は両制度に各4万 額医療費の上限を適用する仕組みには にとっては切実な二重取りである(表 4400円を払う。通常の倍額になる 両制度で使った医療費を合計して高

進めながら是正を図るべき課題だ。 険者の移動期にぶつかると同じ矛盾が 生じている。診療報酬請求の電子化を ちなみに既存の保険制度間でも被保

# 高齢者担当医の資格とは?

円)である。 が「後期高齢者診療料」(月額6000 容を自由に盛り込める。代表例の1つ になって、診療報酬も独自の体系・内 原則75歳以上を対象とする独立制度

を得て算定できる。 などの慢性病患者を対象に患者の同意 高血圧、糖尿病、高脂血症、 、不整脈

開業医が患者に「あなたはインスリ

## 表 70歳以上の自己負担限度額

限度額 1万2000円 4万4400円 1 2万4600円

いた。 んな場面が某民放テレビで放映されて 度を使ってはだめですよ」と論す。そ ン投与で費用がかかるから、こんな制

修でもないだろう。しかし、大半の開

取り組む医師にとっては、いまさら研

長年にわたり在宅医療・地域医療に

業医は診療所で患者を待つだけの現状

ではないか。

日本医師会の反発で「認知症サポー

ない。医師側は先刻ご承知のはずだが、 画像診断、処置で、薬や注射は含まれ こんな発言に患者・家族たちは惑わさ 包括払いの対象は医学管理、 検査、

つ悪化するか、分からない。 5500円以上かかった医療行為は別 に請求できる。それにしても病状はい した検査、画像診断および処置のうち 当然ながら病状の急性増悪期に実施 月の途中

当医」を条件に設ける包括払いのはず

この程度は常識的に判断できるのだ

もともと研修を受けた「高齢者担

ま見切り発車された。

たが、受講の確認方法もあいまいなま ト医養成研修」等の受講が条件になっ

的に「かかりつけ医」にふさわしい知見 向けに公表・推薦してほしい。 や技術の取得機会を設け、患者・家族 ない。その代わり、日本医師会が自主 に押しつける必要性はないのかも知れ 厚生労働省がこの種の研修まで一律

四宮武 剛(みやたけ・ごう)

近著に『介護保険の再出発(医療を変える・福祉も変わる』(保立大学教授を経て、現在、目白大学教授。早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県

# 後期高齢者医療制度

る。何を、どう修正するか。廃止なら 療制度の改修や白紙撤回を求めつつあ いったいどんな対案があるのか。 世論も与野党もあげて後期高齢者医

## 激しい反発の主因は何か

られた戸惑い、周知不足のうえ大量の どに強い批判が渦巻くのはなぜか。 た。年金からの保険料天引きに対する 保険証が届かない事務的ミスも多発し 新しい制度へ強制的に引っ越しさせ 当事者の75歳以上を中心に、これほ

> 保険料算定のミスまで加わって事態は か、低いのかも分かりづらい苛立ち、 抵抗、その保険料は従来に比べ高いの 悪化した。

に別扱いされることへの反発ではない しかし、根本的には75歳以上が一律

て負担し、ニーズに応じて給付される くの人々が集まり、支払い能力に応じ 有病率などの差を超え、できるだけ多 システムである。この理念と機能から 社会保険は年齢、性別、所得レベル

> 例の設計であった。 考え、75歳以上のみで作る新制度は異

事実だ。 度設計を迫る時代と環境にあることも ような制度ではないか」と、批評した のを思い出す。もちろん前例のない制 75歳以上を巨大な病院船に収容する この素案が発表された際、筆者は

いない。 増し、その医療費の調達方法は「国民 比9・1%から35年には20・2%へ急 皆保険」を維持するための最難問に違 75歳以上人口は2005年の総人口

## 75歳以上・未満の統合化

国保には「保険財政共同化安定事業」が を進め保険財政の安定化を図ること。 度によって高齢世代と、現役世代の負 同時に75歳未満対象に変わった市町村 参加の広域連合によって運営される。 担割合が確定され、県単位で全市町村 制度からの支援金4割、公費5割の負 度とも都道府県単位を軸に再編・統合 担を明確化・公平化する、②各保険制 した新たな制度体系」の狙いは、①新制 確かに75歳以上の保険料は1割、 政府・厚労省の「超高齢社会を展望 各

医療費の約40%がカバーされ、事実上 は県単位でまかなわれる。つまり県内 導入され、レセプト一件月額30万円超 広域連合化への第一歩とも言える。

設けるのか。 統一できないか。75歳以上に対する負 図れないか。その際、市町村ごとに異 を移管し、75歳以上とのドッキングを たに全年齢対象の公費補助や支援金を 担割合は財政調整策として残すか、新 なる75歳未満の保険料体系も県単位に 75歳未満も県単位の広域連合に運営

近未来像が浮かぶ。 ら75歳以上を別扱いしない地域保険の 確保し、給付と負担の連動を強めなが 難しい作業だが、責任ある保険者を

# 高知県による広域化の提案

域化」を提案した。 最近、高知県は「国保事業の事務の広 保の運営はますます厳しくなっている。 現状では①高齢者、低所得者が多く 高齢化や人口減少を背景に市町村国

度設計を考えてはどうか。 この流れに沿って先行きのあるべき

する。 り換えたり、負担増の市町村が出たり 政基盤の安定化を図れるが、広域連合 には課税権はなく国保税を国保料に切 険料を統一すると、負担の平準化や財 ①「直接賦課方式」で全市町村の

減免も維持できる。しかし、財政基盤 の安定化には繋がりにくい(図参照)。 00%になり、各市町村の単独事業や 金の支払いが義務付けられ納付率は1 保料・税を定めると、広域連合への分賦 ②「分賦金方式」で市町村が独自に国

案を後期高齢者医療制度も含め近未来 域連合を目指す意義は大きい。この提 なお、模索の段階ながら県単位で広

運営は不安定、②個別の市町村では煩

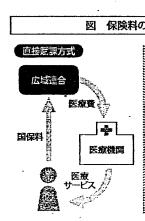
保険財政は脆弱で、財政規模も小さく

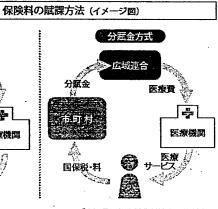
が難しい(要旨)。 雑な事務やシステム改修・維持に対応

し各市町村の担当職員は広域連合職員 賦課などを一元的に共同化する。ただ 域連合を組織し、資格・給付・保険料 と併任させる。 このため県内34市町村で構成する広

きる。さらに最難問である市町村ごと 討している。 に異なる保険料についても複数案を検 人件費・システム費等のコストを削減で これにより運営基盤の強化・安定や

険」をいかに再生・持続させるか、に焦 では先行きを切り開けない。大事なの 齢者の怒りを怖れ、わずかな保険料軽 の地域保険像を描く契機にしたい。 点を絞ることだ。 減や徴収猶予の延長など小手先の対応 国民皆保険の基盤である「地域保





図宮武 剛(みやたけ・ごう)

立大学教授を経て、現在、目白大学教授。 立大学教授を経て、現在、目白大学教授。 **亚著に『介護保険の再出発 医療を変える・福祉も変わる』(保** 

# なお る論

者医療制度が発足して1年、矢継ぎ早 の手直しで世論は変化したのか。制度 自体の見直し作業はどう進むのか。 対象者の大半が猛反発した後期高齢

昨春の嵐は収まったのか

維持」(40・3%)と「現行制度の維持」 (32%)、「分からない」(29・4%)、「現行 た(有効回答1016人)。 (8・5%)で、賛成派がほぼ半数を占め 細かな点を修正し、現行制度の骨格を 日経新聞の意識調査では、「廃止」 日本医療政策機構の世論調査では

> 制度の存続」(20%)、「見直して存続 (17・3%)の順だった(有効回答、14

円の平均的な受給者でも同5万160 のか。ただし、軽減策は基本的に期限 0円。ディスカウントが反発を和らげた 者は同6200円、厚生年金201万 に値引きされ、国民年金79万円の単身 7・2万円から特別対策で約6・5万円 山゛に過ぎない、との見方もある。 つつある」と、一息つくのだが、。休火 限定のはずで、先行きはどうするのか 厚労省幹部は「一定の理解を得られ 1人当たり年額の保険料は全国平均

時計の針が十数年戻る

の「高齢者医療制度に関する検討会 要一・厚労相が指示した有識者で構成 委員会である。 と、自民党の社会保障制度調査会医療 見直し作業は二本立てで進む。舛添

日、「議論の整理」をまとめた。 筆者も一員の有識者会議は3月17

歳で区切り、後期高齢者制度と同様の 制度を包含する設計に切り換える(い 調整、③国民健康保険を都道府県単位 違による負担の不均衡を全年齢で財政 齢区分をやめて各制度の年齢構成の相 行の独立型を改善しながら維持、②年 わゆる「県民国保」構想)。 その際、 ④65 に集約し、75歳以上の後期高齢者医療 代表的な主張は、①75歳で区切る現

中身は不明である。日経調査では「分 現状に世論は戸惑っている。 からない」が2位。 具体的な代案がない る」(13・9%)に分かれたが、新制度の は「廃止」(28・5%)と「新制度をつく 日本医療機構の世論調査で、反対派

関係団体の利害も錯綜する。 関係団体の利害も錯綜する。 は、各案ともに長所と短所を抱え、財政力に従う応能負担でまかなう。 財政力に従う応能負担でまかなう。 は数年前の論議に似て意見は複雑に分かれ、各案ともに長所と短所を抱え、

財政調整を行なう、

あるいは⑤65歳以

# 地域保険の再構築を最大の課題に

野家の定年退職者を送り出し、さらに深い、急速な高齢化が、このビル群から大体は、市町村国保という大地状に広がるは、市町村国保という大地状に広がるで、急速な高齢化が、このビル群から大で、急速な高齢化が、このビル群から大い。被用者保証の定年退職者を送り出し、さらに深刻な不況が失業者らを追い出す(図参照)。

後期高齢者制度と75歳以上を別扱いし県単位になれば、県単位に創設された単位への再編成を提案した。保険者が団の多い市町村国保をいかに補強する団の多い市町村国保をいかに補強する

くあった。任を持つべきである、との主張も根強でも、住民に身近な市町村が医療に責ないで済む。もちろん有識者の検討会

が、この動きを加速するに違いない。が、この動きを加速するに違いない。一定ながら、その1歩として国保の県単位ながら、その1歩として国保の県単位ながら、その1歩として国保の県単位化を模索県や京都府から国保の県単位化を模索県や京都府から国保の県単位化を模索のが、この動きを加速するに違いない。

「国民皆保険」の概念図 定年退職など 公務員らの共済組合 大企業従業員らの健保組合 中小企業従業員らの協会けんぽ 市町村の国民健康保険 年金生活者、5人未満の個人事 業所従業員、派遣労働者、バー ト、白営業者ら 脱サラ、失業 08年度、高齢者医療制度の発展 74歳以下の市町村国保 75歳以上の高齢者医療制度 全市町村参加の 各県での保険財政共同 広域連合 安定化事業により 「広域連合化」 食が並存することの是非。

自民党の医療委員会は、4月上旬にはり込むようだ。具体的な見直し案は9月を目途にまとめる、という。総は9月を目途にまとめる、という。総は9月を目途にまとめる、という。総保険のあり方が問われることに変わり

図宮武 聊(みやたけ・ごう)

-0<u>8</u>0-

## ・市町村の国保

険者調査と約16万世帯に対する世帯調 告」がまとめられた(全市町村対象の保 制の危機状況を教えてくれる。 査)。その統計数値が「国民皆保険」体 07年度の「国民健康保険実態調査報

実態は、年金健保、に変身

ち同業者で組織する国保組合386・ 7万人、07年9月末)。国民の4割をカ 市町村国保は65歳以上が加入者総数 国保の加入者は5109・7万人(う

> は60歳以上で主に年金生活者となった。 4%に上り、そのほぼ9割近い88・7% に反映され、「無職」世帯が総数の55 6%)。高齢者の急増は、世帯主の職業 の45・0%に達した(国保組合は同14 |国民皆保険」施行1年後の1962

業」11・3%(同3・9%)、零細事業所等 業」28・8%(現在14・3%)、「農林水産 構成は、商業やサービス業等の「自営 の「被用者」28・1%、(同23・6%)、「無 制度に変わった観がある。当時の職業 昭和37)年度と比べ、国保はまるで別 ・3%(同55・4%)=図表参照

都道府県の調整交付金7%)。それで

負担率は協会けんぽ(旧政管健保)

9県は軽減世帯がほぼ半数

などの勤め人でありながら勤め人扱い 少なくない。また、被用者でも、零細事 年金(国民年金)の受給者、無年金者が 業所の従業員、派遣・パート・有期契約 されない低所得者が目立つ。 その年金生活者には低額の老齢基礎

比)は8・72%だった。 平均保険料・税(調定額)も前年度より 的には逓減傾向にある。一世帯当たり 助される(国費34%、市町村間の財政差 微増して年間14・6万円、負担率(所得 などを考慮した国の調整交付金9% **万円で、前年比2000円増だが、中期** 国保では、給付費の半額が租税で補 世帯あたりの平均所得は166・9 代を迎えた。 険を年金生活者中心に組み立て直す時 職」世帯の比率は変わるものの、地域保 人は「高齢者医療制度」に引っ越し、「無 08年度から75歳以上の約1300万

O.

23.6

24.7

9.0

平成4年度

「所得なし」世帯は全世帯の27・4%を実質的に2倍強といえる。

「所得なし」世帯は41・1%に上る。これ占めた。とりわけ高齢者のみの世帯では「所得なし」世帯は全世帯の27・4%を

ると、軽減世帯は課税対象の約256 一方、市町村対象の保険者調査によ 一方、市町村対象の保険者調査によ では全世帯の が35%(減免も4・18%)に達している。

2.8

23.6

14.3

平成19年度

は半数を超えた。 保険者調査を都道府県別に みると、軽減世帯割合が5割 超は鹿児島、徳島、高知、秋 田、熊本の5県。北海道、島 根、愛媛、沖縄は辛うじて 根、愛媛、沖縄は辛うじて 根、愛媛、沖縄は辛うじて 東京、神奈川、静岡、愛知の 東京、神奈川、静岡、愛知の 東京、神奈川、静岡、愛知の

世帯主の職業別世帯数構成割合の年次推移

46.Q

23.0

22.0

平成9年度

被用者

51.0

17.3

く、国保では複雑な保険料を課している。基本は「所得割」、固定資産税額に応じた「資産割」、家族数に応じた「均等割」、世帯ごとの「平等割」の4方式。市町村1815のうち約8割にあたる1442保険者は、この4方式を採用し、大都市になるほど地価が高く資産割を外した3方式(328保険者)が多くなる。しかし、自営業者は少数派になり、保険料の賦課方式を再考する時期を迎えたのではないか。

「平成の大合併」で市町村数は劇的に「平成の大合併」で市町村数は劇的に 1万人未満でも45%に達した。 1万人未満でも45%に達した。 都道府県単位の財政運営へ切り換え る時代になったのではないか。 国保の「今日」を示す統計は、制度変 事期の到来を告げているように思えて ならない。

## リスク分散は至難の業

自営業者の所得把握が難し

(%)

100 90

80

70 60

50

40

30

20

10

28.1

28.8

11.3

昭和62年度

農林水産業

早曜田大学女孫学部卒。毎日所聞吐・倫説別登宮武 剛(みやたけ・ごう)

(保健同人社)。 保健同人社)。 保健同人社)。 保健同人社)。 保証等に『介護保険の再出発 医療を変える・福祉も変わる』 保証・「介護保険の再出発 医療を変える・福祉も変わる』 (保健同人社)。

-82-

## 「公平の観点からの議論」について(再確認)

平成22年1月12日 高齢者医療制度改革会議 委員 堂本あき子

## 1. まず最初に御礼

- 前回(第1回)の会議で、高齢者の保険医療制度を構築する際のポイントは「負担 (感)の公平」であると申し上げました。
- 本日、「公平」のあり方について、議論のポイントにしていただき、また詳しい参 考資料を提示していただき、感謝と御礼を申し上げます。
- 以下の内容は、前回の発言内容を踏まえ、今回の資料を拝見する中で、もう一度、 考え方を整理してまとめたものです。

## 2. 議論の手法・順番について一言

- 高齢者の保険医療制度の問題を考える際、委員一人ひとりの立場で関心ある論点から議論するべきではないと思います。例えば、運営主体の問題(特に県と市の関係)、 年齢区分の問題、保険料・財源調整や自己負担額、医療費の適正化(抑制)の問題は、 とても重要なポイントですが、同時に関係者間の利害が厳しく対立する問題です。
- したがって、これらの利害の対立する論点から入ってしまうと、この会議が本質的 な議論する場ではなく、利害調整の場、すなわち妥協点を見出す場となってしまいま す。
- 日本は、世界に誇る国民皆保険制度を構築し、それを維持してきた国です。国民皆保険制度は、国民一人ひとりの「連帯」を基礎として、誰が得をしたとか損をしたとかの議論ではなく、お互いが支え合う気持ちで成立するものです。この国民皆保険制度をこれからも維持し発展させていたくためには、国民の「連帯」が不可欠であり、

「連帯」の前提にあるのが「公平」です。「公平」なくして「連帯」はあり得ず、国 民皆保険は砂上の楼閣となってしまいます。

- 昨年8月の歴史的な政権交代を踏まえると、この会議、そして私たち委員一人ひとりのミッションは、従来のような対立軸の利害調整をすることではなく、また妥協の産物を探すことではなく、まずは一人の国民として、またこの分野の専門家として、国民や保険者等の誰もが「公平な制度である」、「こういう財源調整であればやむを得ない」と思ってもらえる考え方(制度設計の根幹)を持つことだと思います。その上で、関係者毎の利害調整を図りながら、医療費の総額(グロス)を国民負担の可能な額に適正化していくことも必要な議論であり、そのための妥協点を見出すために、汗をかかなければならないこともあると思います。
- その際、現実には難しいかもしれませんが、過去や現在の制度を前提とせず、また 各々の利害やかつての議論の経緯を前提とせず、「真っ白な頭」で、「何が公平な制 度か」を考えてみることが必要です。そこで生まれた理想的な姿とこれまでの制度の 議論がどのようにかみ合うのか、現実的な制度設計として可能なのかについて、勇気 と志をもって挑戦していくことが、私たちの果たすべき役割だと信じています。

## 3. 公平の論点とは何でしょうか?

- 高齢者の保険医療制度を議論する場合の「公平の論点」としては、高齢者が若い世代に比べて医療にかかる頻度が多くなり、一人あたりの医療費が増えるという面、そして高齢者の数が今後急速に増加するという面、この両面を捉えて、増え続ける高齢者の医療費を誰が負担するのか、言い換えると、誰がどのように負担することが公平なのか、ということに尽きます。
- 高齢者の医療費を誰が支払うのかということについては、大雑把には、①公費(税金)、②医療を受ける際に高齢者自身が支払う自己負担、③若い人や高齢者それぞれが支払う保険料と保険者間の財源調整の3つに分けられると思います。
- この中で、②高齢者の保険料や自己負担については、これまでの経緯と私たちの経験の中で、年金額等を想定すると常識的に考えることができるはずです。 (議論が容易だと思います)。
- したがって、残された(1)公費(税金)と③保険料と保険者間の財源調整をどう考え

るかが重要な議論となりますが、一つの考え方として、全ての医療費を公費(税金)でまかなうということが考えられます。しかし、この場合は、医療費を誰(本人)が払うべきなのか、またどういうグループ(保険者)にこの本人が所属していることにより、そのグループがメリットを享受しているのか(報償責任)といった点を無視した形式的平等(実質的不平等)を招くことになります。国民が抱いている税負担の不公平感の中に、医療費負担の不公平感をも抱え込むことになり、国民の社会保障や税制度への不公平感が増大してしまう結果をもたらしてしまいます。

- すなわち、私は、①と③は相対立する問題ではなく、①公費(税金)は、③保険料と保険者の財源調整における「負担の公平感」を担保するための緩衝剤の役割を担うことになると考えています。
- ③保険料と保険者の財源調整が、「負担の公平感」を議論する上で具体的なポイントであり、この点こそ、誰もが平等に負担していると実感できる制度としなければなりません。負担すべき額を負担できる額に調整・圧縮することが、公費(税金)の果たすべき緩衝剤としての重要な役割の一つと言えます。
- 以上、①②そして③の問題について、私見を書きましたが、一つの参考として「公 平の観点」からの議論を進めていただければ幸いです。
- なお、公平の議論の際に、よく世代間の公平ということが問題になります。しかし、 今は若い人でも時の経過とともに必ず高齢者になります。ある時点で高齢者の方も、 若い時にはその当時の高齢者のために必要な負担をしてきたと言えます。将来も同じ ことが続くのです。そういう連続的な被保険者の立場の変遷を抜きにして、ある時点、 その一時点だけを捉えた「世代間の負担の公平」という議論は無意味です。生涯を通 じた視点を持った場合、制度設計上に世代間の問題は存在せず、残されるのは高齢者 の中でより支払うことができる高齢者(言い換えると若い世代と同様の活動をしてい る方)に、どの程度負担を求めるべきなのかという問題です。

## 4. 公平を具体的にどう考ますか? -まとめとして3つの提案-

○ ここは、次回(3回目)以降の主な議論と思われます。そして議論の主戦場は、前述の③保険料と保険者間の財源調整になるはずです。この点にこそ、被保険者一人ひとり、また各保険者の負担の公平を担保し、不公平感を拭いさることができるかが課題です。

○ 委員の皆様に三つの提案があります。

第一の提案は、この議論をする際には、最初の間は、各委員の出身母体の利害を超え、一人の国民としてまた一人の専門家として、過去や現在の制度、そして検討経緯はとりあえず横に置いておいて、「頭を真っ白」して、何が一番公平なのかについて考えませんか、ということです。このような観点から議論していく中で、各々の立場による利害の調整と妥協を考えていきませんかということです。誤解をおそれずにあえて申し上げますと、「真実」と「正義」からはずれた制度は、長続きしません。その制度の中に、本質的な不公平や不満感を内在してしまうからです。

- 第二の提案は、負担の公平の議論を考える際に、国民の一生涯を見据えた負担を考える議論をしませんか、ということです。「3 公平の論点とは何か」で書いたことの繰り返しになりますが、今は若い人でも将来は必ず高齢者になります。またある時点で高齢者の方も、若い世代にはその当時の高齢者のための負担をしてきたと言えます。この構図は将来にわたって、それぞれの世代が平等に受け継いでいくのです。一時点だけを捉えた「世代間の負担の公平」という議論は無意味であり、「世代間の負担の公平」という議論は存在しません。平均的な国民一人ひとりが、一生涯を通じて、いつ、誰のために、いくら医療費を負担するべきなのか(若い時に誰のためにいくら払うのか、その受益はいつ受けるのか)を考えると、このことは自明の理だと思われます。
- 第三の提案は、高齢者の医療費を誰が負担するべきなのかを議論する際の最大の論点である保険料・保険者間の公平(財源調整)の検討にあたっては、その高齢者がそれまでの人生において、どのグループ(保険者)に属していたのかを可能な限り正確に反映できる制度にするべきではないですか、ということです。人が生活し活動する場面においては、それが地域社会であれ、企業社会であれ、その人がその社会にいることにより、その社会は必ず利益をあげているはずです。そうであれば、その人が高齢になってからの医療費も、その社会が受けた利益に応じて支払うことが公平なのではないでしょうか。この点について、形式的・機械的な計算式で財源調整をするのではなく、報償責任の原理に基づく代位責任が担保される計算式こそが議論されるべきと考えます。

前回(第1回)の会議においては、一例として、医療保険制度の加入歴に応じて按 分される給付される方法を申し上げました。被保険者一人ひとりの過去の保険制度へ の加入歴を正確に反映させることは困難だと思われますが、この基本的な考え方を踏 まえ、財政調整する場合に、どういうデータと計算式を用いれば最も近似の結果とな るかを考えることは可能です。

## 5. 形式的公平のみならず、実質的公平までを目指すべきです!

- 最後に、私がお願いしたいことは、この会議の議論を通じて、国民一人ひとりの実 質的な公平を目指したいということです。
- 「4. 公平を具体的にどう考えるか」の提案が仮に実現したとしても、まだ実質的 公平が十分には担保されていない制度設計と言えます。高齢者の保険医療制度の設計 論だけを考えた場合には、公平が担保されていると言えますが、その前提として、私 たち国民一人ひとりが、本来加入すべき保険者に属しているのかという問題が残って います。この点があいまいのままに残ると、保険者に対して、実態に合致しない報償 責任を押しつけることになっていまいます。
- この問題の解決は、この会議の究極的なミッションではないかもしれませんが、損得ではなく誰もが納得できる制度を構築していく上で、避けることのできない議論です。委員の皆様、厚生労働省の政務三役の皆様、厚生労働省その他関係する省庁の皆様、大変難しい問題かと思われますが、勇気をもって果敢に挑戦し、ともに国民の負託に応えていくことができればと願っています

以上